

APEC域内における
安全衛生関連資格制度の把握
報告書

(平成13年度)

平成14年3月

中央労働災害防止協会
技術支援部国際協力課

目 次

| | ページ |
|-----------------------------|-----|
| 目次 | — |
| 1. 趣旨・目的 | 1 |
| 2. 調査の概要 | 2 |
| (1) 各委員が収集した資料による実態把握 | 2 |
| (2) アンケート調査による安全衛生関連資格制度の把握 | 2 |
| (3) 海外調査 | 10 |
| 3. 各国・地域の安全衛生関連資格制度の状況 | 11 |
| (1) アメリカ合衆国 | 11 |
| (2) インドネシア | 12 |
| (3) オーストラリア | 12 |
| (4) 韓国 | 13 |
| (5) シンガポール | 14 |
| (6) タイ | 15 |
| (7) 台湾 | 15 |
| (8) 中国 | 15 |
| (9) フィリピン | 16 |
| (10) ベトナム | 17 |
| (11) 香港 | 17 |
| (12) マレイシア | 17 |
| (13) メキシコ | 18 |
| (14) その他の国 | 18 |
| 4. 安全衛生関連資格別の制度の概要 | 19 |
| (1) ボイラー運転業務関係 | 19 |
| (2) クレーン運転業務関係 | 28 |
| (3) フォークリフト運転業務関係 | 35 |
| (4) 潜水業務関係 | 37 |
| (5) 衛生管理者関係 | 39 |
| (6) 安全衛生コンサルタント関係 | 47 |
| (7) その他の資格 | 51 |
| 5. まとめ | 53 |

| | | |
|-----------|---|-------|
| 資料 1 | 平成12-13年度「A P E C域内における安全衛生 関連資格制度の把握委員会」委員名簿 | 6 3 |
| 資料 2 | アンケート調査票の送付先一覧 | 6 4 |
| 資料 3 | アンケート質問票 | 6 5 |
| 資料 4 | 海外調査概要 | 7 4 |
| 資料 5 - 1 | アメリカ (OSHA) 安全衛生基準リスト | 7 8 |
| 資料 5 - 2 | アメリカ 各州政府における安全衛生情報 | 8 0 |
| 資料 5 - 3 | アメリカ ニューヨーク州労働関係法令 | 8 3 |
| 資料 5 - 4 | アメリカ 各州におけるボイラー運転資格 | 8 5 |
| 資料 5 - 5 | アメリカ A N S I クレーン基準（抜粋）（仮訳） | 8 7 |
| 資料 5 - 6 | アメリカ ニューヨーク州産業法規集（抜粋）（仮訳） | 8 9 |
| 資料 5 - 7 | アメリカ National Crane Operator Certification Program 案内書（仮訳） | 9 1 |
| 資料 5 - 8 | アメリカ ニューヨーク州職場安全及び損失防止規則（抜粋） | 9 8 |
| 資料 6 | オーストラリア 産業用機器の使用者及び運転者のための 全国労働安全衛生免許基準（抜粋）（仮訳） | 9 9 |
| 資料 7 - 1 | 韓国 国家技術資格法（抜粋） | 1 1 3 |
| 資料 7 - 2 | 韓国 国家技術資格法施行令（抜粋） | 1 1 6 |
| 資料 7 - 3 | 韓国 産業安全保健法（抜粋） | 1 2 3 |
| 資料 8 - 1 | シンガポール 工場（担当者）規則（抜粋） | 1 2 9 |
| 資料 8 - 2 | シンガポール 工場（資格証明－試験）規則（抜粋） | 1 3 0 |
| 資料 8 - 3 | シンガポール 工場（クレーン運転）規則 | 1 3 1 |
| 資料 8 - 4 | シンガポール 工場（安全管理者の資格と訓練）告示（抜粋） | 1 3 6 |
| 資料 9 - 1 | タイ ボイラーに係る作業の安全に関する内務省令第10条 (仮訳) | 1 3 7 |
| 資料 9 - 2 | タイ 潜水作業の安全に関する内務省令第5条（仮訳） | 1 3 8 |
| 資料 9 - 3 | タイ 労働者の作業安全に関する労働社会福祉省令（抜粋） (仮訳) | 1 4 0 |
| 資料 10 - 1 | マレイシア 工場・機械（担当者）規則（抜粋） | 1 4 2 |
| 資料 10 - 2 | マレイシア 工場・機械（資格証明－試験）規則（抜粋） | 1 4 5 |
| 資料 10 - 3 | マレイシア 労働安全衛生（安全衛生管理者）令 | 1 4 9 |
| 資料 10 - 4 | マレイシア 労働安全衛生（安全衛生管理者）規則（抜粋） | 1 5 0 |

(153ページまで)

1 趣旨・目的

アジア太平洋経済協力（ASIA-PACIFIC ECONOMIC COOPERATION：APEC）は、アジア太平洋地域における政府間経済協力の場として 1989 年 11 月に発足したもので、現在加盟国・地域は、アメリカ、インドネシア、オーストラリア、カナダ、韓国、シンガポール、タイ、台湾、中国、チリ、日本、ニュージーランド、パプア・ニューギニア、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、ペルー、香港、マレイシア、メキシコ及びロシアの 21 エコノミーである。APEC では、毎年開催される閣僚会議を頂点として、各種の会合が行われている。

これらの会合の中の APEC 人材養成作業部会では、APEC 域内で技術者の自由な移動を促進する必要があるとの観点から、1996 年から「APEC 技術者資格相互承認プロジェクト」が開始され、国内でも同プロジェクトへの対応について検討が行われており、当面は技術士及び一級建築士が検討の対象になっている。

安全衛生分野の資格についても、途上国からの技能実習生や日本から海外へ派遣される労働者から、日本で取得した資格を現地で生かしたいという要望が出ている。これらの資格は労働災害や職業性疾病を未然に防止することを目的としていて、資格取得に至る過程も厳密に規定されている。そのため、諸外国の類似の資格制度との相互乗り入れの前提として、各国に安全衛生分野の資格制度があるかないか、あるとすればどのような趣旨・目的で制定されたものか、資格取得にどのような要件（試験・実習等）が必要か、資格制度をどのように運営しているかについて事前に把握しておく必要がある。

そこで、諸外国の安全衛生分野の各種資格の実態を把握し、これを踏まえ、資格の相互乗り入れ等、国際的観点から安全衛生資格に関連する事項について検討を行うこととした。

2 調査の概要

APEC 域内の各国・地域において、労働安全衛生関連資格制度がどのように制定されかつ施行されているかを把握するために、「APEC 域内における安全衛生関連資格制度の把握」調査研究委員会を設置するとともに、下記の 3 つの方法により情報を収集した。調査は平成 12 年度と 13 年度の 2 年計画で行い、本年度は最終年度である。

なお、委員名簿を資料 1 に示す。

(1) 各委員が収集した資料による実態把握

各委員の所属する団体において独自に収集できる情報の提供を求め、委員会で検討・分析した。

(2) アンケート調査による安全衛生関連資格制度の把握

APEC 加盟国における安全衛生関連資格制度の状況について、各国の安全衛生団体等に対してアンケート調査を行った。

イ. アンケート調査の対象

アンケートは、初年度に概要調査を行い、第 2 年度には調査の不足を補うために必要な国・地域について追加的に行った。

ロ. 初年度におけるアンケート調査

アンケートの送付先は、APEC 加盟国のうち 17 か国・地域の安全衛生団体等とした。送付先団体の選定に当たっては、中災防と関係が深い団体を選ぶこととし、アジア太平洋労働安全衛生機構 (Asia-Pacific Occupational Safety and Health Organization : APOSBO) に加盟している団体がある国・地域の場合には、この団体を選定した。また、これとは別にインドネシア及びタイについては、国際協力事業団 (JICA) のプロジェクト方式技術協力のスキームにより労働安全衛生分野の国際協力をを行うため現地に赴任している日本人専門家にも依頼した。資料 2 にアンケート送付先を示す。

(イ) 初年度アンケート内容

アンケートの設問は、当該国における安全衛生関連資格制度に係る法体系並びにボイラー、クレーン、潜水士、衛生管理者及び労働安全衛生コンサルタントに関する資格制度について記入を求めていた。資料 3 に質問票を添付した。

(ロ) 初年度アンケート結果

アンケート結果の一覧を表-1 に示す。回答が寄せられた国・地域は、アメリカ、オーストラリア、シンガポール、タイ、台湾、中国及びフィリピンの 7 か国・地域と、

表-1 アンケート調査集計

| 国・機関 | 問1(法律の有無) | 問2(規則等の有無) | 備考 |
|---|--|---|------------------------|
| アメリカ NSC | あり 29 CFR 1910.179 (クレーン) 29 CFR 1910. Subpart T (潜水士) | あり クレーン (29 CFR 1910.179, 29 CFR 1926.550(17) ANSI B30.5 潜水士(29 CFR 1910 Subpart T) コンサルタント(Certified Safety Professional Exam) | |
| インドネシア (日本人専門家) | なし | あり ボイラー(労働大臣規則 No. PER-01/MEN/1988) クレーン(労働大臣規則 No. PER-01/MEN/1989) 衛生管理者及びコンサルタントに相当するものとして、Safety Expertがある。 (安全法(Act No. 1/1970) 1条(6)、安全衛生委員会及びSafety Expertの任命手続に関する労働大臣規則 (No. PER-04/MEN/1987) 1条(c)) | |
| オーストラリア NSCA (Victoria) | あり Occupational Health & Safety Act 1985 Section 21(2.a,b,e)(4.c) (ボイラー、クレーン、潜水士、衛管、コンサル) OHS Plant Regulations 1995 (ボイラー、クレーン) | あり ボイラー、クレーン(Code of Practice for Plant 1995 Part1 (6,9)) 衛生管理者(Code of Practice for Plant 1995 Part1 (6-9)) | 添付資料あり |
| シンガポール NSCS (第2の回答を使用) 以下同じ | あり The Factories Act (Chapter 104) Section 36. Sub section 5 (ボイラー) The Factories Act (Chapter 104) Section 31. Sub section 11 (クレーン) | あり (第3は、衛生管理者・コンサルタントも有りと回答) ボイラー(①The Factories (Person-in-charge) Regulations, 1960. ②The Factories (Certificate of Competency-Examinations) Regulations, 1985) クレーン(Rg10 Factories (Crane Drivers and Operations) Regulations CP37:1987 Safe use of mobile cranes, CP62:1995 Safe use of tower cranes, CP63:1996 The lifting of persons in work platforms suspended from cranes) | 添付資料あり 3種の異なる回答がある。 |
| タイ Occupational Safety and Health Inspection Division (OSHID) | あり Labour Protection Act 1998 ボイラー(Safety in Working with Boilers, Oct. 21, 1991) クレーン(Safety in Working with Cranes, Aug. 8, 1990) 衛生管理者、コンサルタント (Occupational Safety of Employees, Mar. 31, 1997) | あり 衛生管理者、コンサルタント Notification of Labour Protection and Welfare Department Concerned with Safety of Employees. | |
| タイ (日本人専門家) | なし 基本になる法律は、 The Announcement of the Revolution Party (革命団布告) No. 103 (16 Mar.1972) であるが、資格については定めていない。1998年制定の労働保護法は、同法に基づく省令が発布されていないので、効力を持っていない。 | あり ボイラー(Work Safety connected with Boilers, Oct. 21, 1991) 潜水士(Work Safety with respect to environmental conditions (Diving), Sep. 17, 1980) 衛生管理者(Work Safety of Employees, May 31, 1997) | 添付資料あり |
| 台湾 中華民国工業 安全衛生協会 | あり Labor Safety and Health Law ボイラー、クレーン、潜水士、衛管、コンサル | あり ボイラー(Safety regulations for boilers and high pressure vessels) クレーン(Safety regulations for hoisting machines and elevators) 潜水士(Standards for prevention if injury due to working under high pressure) 衛生管理者(Ordinance for labor safety and health education and training) コンサルタント(Regulations for establishing labor safety and health consultants) | |
| 中国 労働保護科学 技術学会 | ありと記載されているが、法律ではなく規則等に該当すると判断される ボイラー(The Notification of Management Regulations on Safety and Technology Assessment of Boiler Stokers, 1986) クレーン(Programs on Safety and Technology Training and Assessment of Crane Drivers, 1991) 潜水士(Physical Standard on Occupational Divers for Civil Operations, JT-6111-84) 衛生管理者(Management Regulations on Safety Inspectors of Mining, 1994) コンサルタント(Management Regulations on Qualification of Occupational Safety and Health Examiners, 1996) | あり ボイラー(Exam Rules on Welder for the Boiler and Pressure Vessels) クレーン(Management Regulations on Safety and Technology Training and Assessment of Special Equipment) 衛生管理者(Assessment Rules on Qualification of the Boiler and Pressure Vessels Inspectors) | |
| フィリピン SOPI | あり Occupational Safety and Health Standards, Presidential Decree 49 (5種の資格共) クレーンに関しては、下記も関係する Technical Skills Development Academy (TESDA) | ボイラー(Mechanical Engineering Law) | |

ボイラー関係

| 国・機関 | 問3-1, a (法規による資格者選任義務と資格の種類) | b,c (資格の区分) | d (この区分に関してどんな資格を規定しているか) (What kind of qualifications do the laws and regulations prescribe according to this classification?) | e (どのようにして資格を与えるか) |
|--|--|---|---|---|
| アメリカ NSC | なし | | | |
| インドネシア (日本人専門家) | あり a) 政府による免許 | あり 1時間あたりの蒸気量 | 1級:10ton/時以上も可 2級:10ton/時以下 蒸気量や設置台数に応じて、免許所持者の必要数が規程されている。(同規則付属書I) | 免許 |
| オーストラリア NSCA (Victoria) | あり c) 教育機関による資格証書 | あり b) 伝熱面積 | Certificate of Competency 添付資料 (SELF ASSESSMENT CHECKLIST) では、Boilerは、Boiler, "Beta" Boiler, Bent tube boiler, Solid fuel boiler, Water tube boiler, Pressure vesselsは、Road or rail LPG tanker, Autoclave vulcanizer, Oxidiser storage pressure vesselsに分けて記載されている。上記の内 Boiler各種については Certificateが必要と記載されている。 | 添付された Certification Regulation 参照との指示があるが、資料には該当する Regulation はなく、また他にも資格取得方法が記載されたものはない。 |
| シンガポール NSCS (第2の回答を使用) 以下同じ | あり b) 政府による資格証書 第1.3は、a)b)c)と回答 | あり b) 伝熱面積 第1.3は、a)と回答 | The Board of Examiners which consist of the Chief Inspector as Chairman and at least 4 inspectors as members, may award the following certificates of competency. (a.first-grade engineer(steam); b.first-grade engineer(internal combustion engine); c.second-grade engineer(steam); d.second-grade engineer(internal combustion engine); e.first-class steam boiler attendant; f.first-class driver(internal combustion engine); g.second-class steam boiler attendant; h.second-class driver(internal combustion engines) | To take and pass the prescribed examination held by the Board under the Factories(Certificate of Competency ~ Examinations) Regulations and, No person shall be in charge of any steam boiler, steam engine or internal combustion engine, except as provided in the Factories (Persons-in-Charge)Regulations |
| タイ Occupational Safety and Health Inspection Division (OSHD) | あり a) 政府による免許 c) 教育機関による資格証書 | なし | | |
| タイ (日本人専門家) | あり b) 政府による資格証書 c) 教育機関による資格証書 d) 上級専門職証明(原動機械、工場機械)を持つもの | なし | | Work Safety connected with Boilers, Clause 10. 使用者は、原動機械技能者若しくは工場機械技能者の分野における上級専門職証書を受けた者、政府機関、国営企業若しくは労働局(現・労働保護福祉局)が認定したその他の機関が行う試験にボイラーの管理を行うことができる者として合格した者、及び工学的職業の管理に関する法律に定められる機械技師の監督の下で作業を行う者の中から、ボイラー管理者を選任しなければならない。 |
| 台湾 中華民国工業 安全衛生協会 | あり a) 政府による免許 c) 教育機関による資格証書 | あり a) ボイラーの種類 b) 伝熱面積 | Specific boilers : H.S.>500m ² , 500>H.S.>50, 50>H.S. の区分による免許、 Small boilers : 政府により認定された教育機関による資格証書 | Labor Safety and Health Law (art.15) Enforced Rules of Labor Safety and Health Law (art.30) Labor Safety and Health Training Regulation (art.11,12) |
| 中国 労働保護科学 技術学会 | あり b) 政府による資格証書 c) 教育機関による資格証書 | あり c) 伝熱面積と圧力 4種の資格がある 3-1 e 欄の下段に詳細を記載した | 規則の名称が記載されているのみ Management Regulations on Safety and Technology Assessment of Boiler Stokers, Ministry of Labor, Feb. 7, 1986 | 1)18才以上、2)健康でボイラー操作のための肉体上の欠陥がないこと、3) First high school (中学?)卒業以上、4)特別教育の修了証 Type 1: steam boiler ≥ 308Mpa Type 2: steam boiler ≥ 3.8Mpa, heating boiler ≥ 2.8MW Type 3: steam boiler < 0.1Mpa, their heating power < 0.7MW Type 4: steam boiler < 0.1Mpa, their heating power < 2.8MW |
| フィリピン SOPPI | あり a) 政府による免許 b) 政府による資格証書 c) 教育機関による資格証書 | なし | | |

クレーン関係

| 国・機関 | 問3-2.a (法規による資格者選任義務と資格の種類) | b,c (資格の区分) | d (この区分に関してどんな資格を規定しているか) (What kind of qualifications do the laws and regulations prescribe according to this classification?) | e (どのようにして資格を与えるか) |
|---|--|---------------------------------|---|--|
| アメリカ NSC | あり d) Licensed through states, cities, labor unions and professional associations | あり a) クレーンの種類 b) つり上げ荷重 | Written and practical tests | Due to regional variations, this question cannot be answered without in depth research. |
| インドネシア (日本人専門家) | あり a) 政府による免許 | あり a) クレーンの種類 b) つり上げ荷重 | 天井走行クレーン、移動式クレーン、タワークレーンの3種類(同規則付属書I) 荷重に応じ、1級、2級、3級 荷重に応じて、免許所持者の必要数が規程されている。(同規則付属書I) | 免許 |
| オーストラリア NSCA (Victoria) | あり c) 教育機関による資格証書 | あり a) クレーンの種類 b) つり上げ荷重 | 添付資料参照と記載 添付資料 (SELF ASSESSMENT CHECKLIST) では、Certificateの必要なCraneは、Tower crane (Horizontal jib-type/hammer/head), Tower crane (Luffing jib type), Portal boom crane, "Portainer" gantry crane designed to handle containers, Vehicle loading crane, Non-slewing crane, Non-slewing rough terrain crane, Slewing mobile crane (Rough terrain), Slewing mobile crane (Hydraulic boom, truck mounted), Slewing mobile crane (Truck mounted), Slewing mobile crane (Lattice boom, truck mounted), Bridge crane, Gantry crane, Semi-gantry crane 等に分けて記載されている。 | 添付資料参照と記載 しかし、資格取得方法が記載された添付資料はない |
| シンガポール NSCS (第2の回答を使用) 以下同じ | あり b) 政府による資格証書 第1はb)c)、第3はa)c)と回答 | あり a) クレーンの種類 第1,3は、なしと回答 | (1)a) 指定機関による訓練を修了したもの、 b) 移動式クレーン、タワークレーン運転において、一定の経験を有し、Chief Inspectorに認可されたtrade testに合格したもの、 c) Chief Inspectorにより同等と認められたもの (2)登録された医師による運転適合証明(移動式、タワー)があるものでなければ登録できない | Chief Inspector が設定した方法により、20S\$を支払って登録する。有効期限は2年間。更新時には20S\$. 条件は、a 指定機関による再教育を受け、b trade testに合格し、c 移動式、タワーでは、登録された医師による運転適合証明を受けたもの |
| タイ Occupational Safety and Health Inspection Division (OSHD) | なし | | | 法律規則等は、クレーンの操作が正しく安全であるように監督することを規定しているのみである。 |
| タイ (日本人専門家) | なし | | | |
| 台湾 中華民国工業安全衛生協会 | あり a) 政府による免許 c) 教育機関による資格証書 | あり a) クレーンの種類 | L.C. ≥ 5tons クレーン 移動式クレーン デリック 5tons > L.C. Certificate Licence 特別教育 | Labor Safety and Health Law (art.15) Enforced Rules of Labor Safety and Health Law (art.30.1) Labor Safety and Health Training Regulation (art.6.11) |
| 中国 労働保護科学技術学会 | あり b) 政府による資格証書 c) 教育機関による資格証書 | なし | 規則の名称が記載されているのみ Outlines on Safety and Technology Training and Assessment of Crane Drivers, Oct. 17, 1991 | 1)18才以上、2)健康でクレーン操作のための肉体上の欠陥がないこと、3) First high school (中学?)卒業以上、4)年季奉公を経て有能と認められた |
| フィリピン SOPI | あり a) 政府による免許 c) 教育機関による資格証書 (certificate by company's in-plant training) | あり a) クレーンの種類 b) つり上げ荷重 | ① Crawler Type Crane ② Truck-mounted Crane | Crane operators are further classified by the capacity of such type of cranes. This includes the attachment to crane VIBS. |

潜水土関係

| 国・機関 | 問3~3. a (法規による資格者選任義務と資格の種類) | b,c (資格の区分) | d (この区分に関してどんな資格を規定しているか) (What kind of qualifications do the laws and regulations prescribe according to this classification?) | e (どのようにして資格を与えるか) |
|--|---|---|--|--|
| アメリカ NSC | あり d) Certified by military or commercial diving schools | あり 1) Commercial and scientific diving 2) By equipment used | Written and practical tests | Due to regional variations, this question cannot be answered without in depth research. |
| インドネシア (日本人専門家) | なし | | | |
| オーストラリア NSCA (Victoria) | あり c) 教育機関による資格証書 | なし | Level 1, 2, 3 Commercial Diver | Occupational Health & Safety Act 1985 Sec 21 |
| シンガポール NSCS (第2の回答を使用) 以下同じ | なし スポーツの専門ダイバーは、米国の資格が通用する。(第1の回答より) | | | |
| タイ Occupational Safety and Health Inspection Division (OSHID) | なし | | | |
| タイ (日本人専門家) | あり d) 経験や教育 資格証発行の規程はない。現実には修了証明書を教習機関が発行している模様。 | あり 作業の種類 | 潜水作業主任者 潜水士 運送員 時間管理者 | Work Safety with respect to environmental conditions (Diving) 第5条に資格要件(経験又は研修終了)、資格の種類と責務が規定されている。 |
| 台湾 中華民国工業安全衛生協会 | あり a) 政府による免許 c) 教育機関による資格証書 | なし | | |
| 中国 労働保護科学技術学会 | あり b) 政府による資格証書 c) 教育機関による資格証書 | なし | | |
| フィリピン SOPI | 回答なし | | | |

衛生管理者等

| 国・機関 | 問3~4, a (法規による資格者 選任義務と資格の種類) | b,c (資格の区分) | d (この区分に関してどんな資格を規定しているか) (What kind of qualifications do the laws and regulations prescribe according to this classification?) | e (どのようにして資格を与えるか). |
|--|--|-----------------------------------|---|---|
| アメリカ NSC | なし | | | |
| インドネシア (日本人専門家) | あり(但し Safety Expert) c) 教育機関による資格証書 (前述規則第5条) | なし | | 労働省外で特別の技術を有する者から労働大臣が任命する(安全法第1条(6)、前述規則第1条c)。監督官と同様、事業場の安全監督を行うことができる(同法第5条(1)、安全監督官及びSafety Expertの任命要件、権限及び義務に関する労働・移住・共同組合大臣規則 1978 第5条)。安全衛生委員会の事務を行(前述規則第3条(2))。 |
| オーストラリア NSCA (Victoria) | あり c) 教育機関による資格証書 | なし | Not applicable | Not applicable |
| シンガポール NSCS (第2の回答を使用) 以下同じ | なし 第1,3はありと回答 | | | |
| タイ Occupational Safety and Health Inspection Division (OSHD) | あり c) 教育機関による資格証書 | | | |
| タイ (日本人専門家) | あり(但しSafety Officer) b),c) 資格証書 d) 専門職レベル管理者にはマヒ ドール大学産業衛生学部卒業者 がなれる | あり | 一般作業者レベル(教育機関による修了証) 職長レベル(同) 管理者レベル(同) 専門職レベル(政府による資格証書、教育は機関による) | Work Safety of Employees 第7条～16条に規程がある。 Safety Officer は安全及び労働衛生の両方を担当している。 |
| 台湾 中華民国工業 安全衛生協会 | あり a) 政府による免許 c) 教育機関による資格証書 | なし | | |
| 中国 労働保護科学 技術学会 | あり b) 政府による資格証書 | あり 2つの規則が記載されている (右の欄に記載した) | Management Regulations on Safety Inspectors of Mining, Ministry of Labor, Dec. 14, 1994 Regulations on the accreditation of the qualifications of safety and health directors and managers in the enterprises | |
| フィリピン SOPI | あり a) 政府による免許 b) 政府による資格証書 c) 教育機関による資格証書 | なし | ① Graduate of OSH, ② 5yrs experience, ③ Duly certified by bureau of working condition | a) 40 hours course OSH b) Must be practicing safety (work experience 5yrs) c) Duly accredited/license by Dept. of Labor |

労働安全衛生コンサルタント等

| 国・機関 | 問3-5. a (法規による資格者の利用指示と資格の種類) | b,c (資格の区分) | d (この区分に関してどんな資格を規定しているか) (What kind of qualifications do the laws and regulations prescribe according to this classification?) | e (どのようにして資格を与えるか) |
|---|---|-------------------|--|---|
| アメリカ NSC | なし However employers often hire certified safety professionals | | | |
| インドネシア (日本人専門家) | あり(但し Safety Expert) 前項と同じ | なし | | 前項と同じ |
| オーストラリア NSCA (Victoria) | あり d) Shall be qualified in the relevant field | なし | | |
| シンガポール NSCS (第2の回答を使用) 以下同じ | ある b) 政府による資格証書 (第1.3の回答より) | なし (第1.3の回答より) | | |
| タイ Occupational Safety and Health Inspection Division (OSHD) | c) 教育機関による資格証書 | なし | (1)職業保健又は関連分野での学士以上の学歴の者 (2)少なくとも高度の職業証明があり、指定された訓練と試験を受けた者 (3)内務省のNotificationによる職業安全の訓練と試験を受けたSafety Officerであること;再訓練と再試験を受けたこと (4)Safety Officerとして5年以上職務を果たし、過去2年間に災害を年率10%以上減少させた実績を持ち、労働社会福祉省の指定する機関において訓練と試験を受けた者 | |
| タイ (日本人専門家) | なし | | | |
| 台湾 中華民国工業安全衛生協会 | なし | なし | | |
| 中国 労働保護科学技術学会 | なし | | | |
| フィリピン SOPI | あり a) 政府による免許 b) 政府による資格証書 c) 教育機関による資格証書 | なし | a) at least 10yrs. experience in all fields of OSH. b) Must be accredited by the Bureau of working conditions. | All existing requirements stipulated on Presidential decree #49 must be followed. |

日本人専門家からの回答（インドネシア及びタイ）の併せて 8 か国・地域、9 件であった。これ以外にメキシコから関連情報の提供があった。またカナダからは州ごとに制度が異なる旨の連絡があった。オーストラリアも州ごとに制度が異なっているが、アンケートの回答はヴィクトリア州の実情について記載したものと思われる。

調査の回収率は、17 か国・地域のうち 8 か国・地域と約半数であった。また、その概要は、次のとおりであった。

なお、アンケート質問票では免許（license）と資格証書（certificate）の区別を尋ねているが、回答を見ると、国により定義が異なっていることがわかった。そこで、アンケート集計に関しては、原資料を尊重し、回答の用語をそのまま使用して集計したが、情報のとりまとめによる記載部分に関しては、国（場合によっては地方政府）の部局又は代表者が発行するものを「免許」、国が指定する機関等が発行するものを「資格証書」と定義し直して区別した。なお、指定機関が講習や試験を実施したあと国等が形式的に証明書を発行するものについても「免許」とした。定義をし直した箇所については、初出の語にかつて書きで英語を示した。

(ハ) 資格に関する法規について

当該国に、安全衛生関連資格を規定した法律・規則等の存否を尋ねたところ、回答を寄せた団体の全てにおいて、何らかの資格に関する法律及び規則があるとのことであった。また、オーストラリア、シンガポール及びタイ（日本人専門家）の 3 か国については、関係資料の提供を受けることができた。

(ニ) ボイラー運転資格について

アメリカを除く 7 か国・地域で法規による資格者選任義務がある。免許、資格証書の別は、国・地域によりまちまちである。資格の区分は、伝熱面積によると回答したものが 4 か国・地域（オーストラリア、シンガポール、台湾及び中国）と多かった。

(ホ) クレーン運転資格について

タイを除く 7 か国・地域で法規による資格者選任義務がある。免許、資格証書の別は、国・地域によりまちまちである。資格の区分は、中国が「なし」と回答した他は、全ての国・地域において、いずれもクレーンの種類による区分が「ある」と回答している。また、4 か国（アメリカ、インドネシア、オーストラリア及びフィリピン）では、つり上げ荷重による区分も「ある」との回答であった。

(ヘ) 潜水業務資格について

「ある」と回答したのは、アメリカ、オーストラリア、タイ（日本人専門家による回答のみ）、台湾及び中国の 5 か国・地域であった。

(ト) 衛生管理者資格について

アメリカとシンガポール以外は「ある」と回答している。しかし、その内実は様々のようで、必ずしも日本の衛生管理者に相当するものばかりではない。

(チ) 労働安全衛生コンサルタント資格について

インドネシア、オーストラリア、シンガポール、タイ（労働社会福祉省労働保護福祉局労働安全衛生監督部（Occupational Safety and Health Inspection Division : OSHID）による回答のみ）及びフィリピンで「ある」と回答している。いずれの回答も、詳細は不明である。アメリカは、法令による資格はないが、実質的にはしっかりした制度があることがわかっている。

ハ、第2年度におけるアンケート調査結果

2年次のアンケート調査は不明点の確認を行ったものであり、後の記述に出典を明記した上で記載した。

(3) 海外調査

アンケートによる調査では得られなかつた情報の収集のため、初年度はアメリカ、中国及び東南アジア（シンガポール、マレイシア及びタイ）の3方面に、第2年度にはメキシコ・アメリカ（追加調査）、韓国、台湾・香港、フィリピン、中国（追加調査）の5方面に委員を派遣し、情報を収集した。資料4に海外調査概要を示した。

3 各国・地域の安全衛生関連資格制度の状況

2で述べたような方法により把握した各国・地域ごとの安全衛生関連資格制度に関する一般状況は、以下のようである。

なお、下記文中、「アンケート回答」などと資料の出所が記載されていない部分は、海外調査により収集した情報である。

(1) アメリカ合衆国

イ. 労働安全衛生法

職場の安全衛生については、従来は州の法律によって規制が行われてきたが、1970年に安全衛生に関する包括的な連邦法として労働安全衛生法 (Occupational Safety and Health Act) が制定された。基本的には全国をカバーするものであるが、同法では各州が地方公務員を含めた州独自の安全衛生基準、安全衛生監督制度を設けることを認めており。この場合、州が定める基準は連邦が定めるものと同等以上であることが要件となっており、連邦の承認を得る必要がある。州の安全衛生基準が適用される場合、安全衛生監督についても連邦の労働安全衛生庁 (Occupational Safety and Health Administration : OSHA) ではなく各州の安全衛生担当部署が担当する。

現時点（2000年）で連邦の承認を受けている安全衛生基準を有する州等は表-2に示した24州、1自治領、1保護領である。

また、労働安全衛生法の Section 18 では、各州が各自の安全衛生計画を作成し施行することを奨励している。OSHA は、各州の計画を承認し、監視する。上述の各州には承認された州の安全衛生計画がある。

なお、Connecticut、New Jersey 及び New York の各州の計画では、州及び地方政府職員のみが対象となっている。

表-2 独自の安全衛生基準、安全衛生監督制度を設け、連邦の承認を受けている州等

| Alaska | Arizona | California | Connecticut |
|-------------------|----------------|----------------------|----------------|
| Hawaii | Indiana | Iowa | Kentucky |
| Maryland | Michigan | Minnesota | Nevada |
| New Jersey | New Mexico | New York | North Carolina |
| Oregon | South Carolina | Tennessee | Utah |
| Vermont | Virginia | Washington | Wyoming |
| Puerto Rico (自治領) | | Virgin Islands (保護領) | |

ロ. 安全衛生基準 (Standards - 29 CFR)

労働安全衛生法には使用者の基本的な義務が定められているのみで、使用者が講ずべき責務は、連邦規則集 (Code of Federal Regulations : CFR) の第29編 (29CFR) に定められている。現在、資料5-1に示した基準がある。免許等労働者の就業制限に関する

る規定について調査する場合は、これら全てに当たる必要がある。

これらの中で、PART 1910 (Occupational Safety and Health Standards)、PART 1926 (Safety and Health Regulations for Construction) などにクレーン運転業務、潜水業務等の業務に関連した規定があり、代表的なものに次のものがある。

クレーン運転業務 1910.179 (Overhead and gantry cranes)

1910.180 (Crawler locomotive and truck cranes)

1926.550 (Cranes and derricks)

潜水業務 1910 Subpart T (1910.401-441; Commercial Diving Operations)

ハ. 独自の安全衛生基準を有する州の安全衛生基準

全米安全評議会 (National Safety Council : NSC) の専門家からの情報では、各州が持つ安全衛生基準を総合的にまとめた書物、研究等は、現在見当たらぬとのことであり、26州等の各窓口 (資料5-2) を通じ個別に調査を行う必要がある。

なお、ニューヨーク州を例にとると労働関係法令は、資料5-3のとおりである。

ニ. 民間団体が持つ基準

NSCの専門家からの情報によると、労働者が職に就く場合（事業者が労働者に特定の業務を行わせる場合）、クレーンの運転のように州の免許を保持しなければならない場合もあるが、安全衛生コンサルタント業務等民間団体の発行する資格を有していなければならないことが多いとのことである。これらの民間資格は、実質的には免許として機能しており、場合によっては個別の詳細な調査が必要である。

(2) インドネシア

インドネシアの情報は、主に日本人専門家から送られたアンケート回答による。

インドネシアでは労働安全衛生に関する法律 (安全法 : Act No.1 on Safety 1970) が制定されているが、危険有害業務に対する免許・資格を包括的に定めた法条文はない。個別の法、大臣規則等により、必要な免許・資格を定めている。

なお、インドネシアでは労働関係を所管する省庁は、2001年1月の組織改正により "Department of Manpower" (労働省) から "Department of Manpower and Transmigration" (労働・移住省) に変わった。

(3) オーストラリア

イ. 連邦と州の安全衛生法

オーストラリアでは、連邦も各州政府も安全衛生法を有しているが、各州政府に安全衛生関連の管轄権がある。なお、連邦の安全衛生法と各州の安全衛生法の相違はごく小さいことである。（日本クレーン協会からの資料による。）

連邦及びNorthern Territoryを除く各州の安全衛生法は、インターネット情報によると次のとおりである。

| | |
|-------------------|---|
| 連邦 | Occupational Health and Safety (Commonwealth Employment) Act 1991 |
| New South Wales | Occupational Health and Safety Act 1983 |
| Victoria | Occupational Health and Safety Act 1985 |
| South Australia | Occupational Health, Safety and Welfare Act 1986 |
| Tasmania | Workplace Health and Safety Act 1995 |
| Queensland | Workplace Health and Safety Act 1995 |
| Western Australia | Occupational Safety and Health Act 1984 |

四、資格制度の概要

全ての州で連邦政府の全国衛生安全会議 (National Occupational Health and Safety Commission : NOHSC) が作成した基準 "National Occupational Health and Safety Certification Standard for Users and Operators of Industrial Equipment 1992" NOHSC:1006 に基づく免許 (certificate : 州政府による) が発行されている。 (日本クレーン協会からの資料による。)

この基準は、現在第 3 版 (2001) が出されており、全文を NOHSC のウェブページ <http://www.nohsc.gov.au/> で見ることができる。この基準は、足場組み立て等、クレーン・ホイスト、ボイラー・圧力装置の操作に関する免許発行基準を定めたものである。免許発行は、①原則として 18 歳以上であって、②認証された訓練を修了し、③免許査定官による評価に合格した者に、④免許発行当局が免許証を発行する、という手順で行われる。免許は、終身有効である。当該基準の関連部分を、資料 6 に示した。各州では、この基準に基づいて、各々の規則を作成している。例えば、ヴィクトリア州では、労働安全衛生 (機械使用者及び運転者の免許) 規則 (Occupational Health and Safety (Certification of Plant Users and Operators) Regulations 1994) がこの基準に基づいている。

免許は州政府が発行するが、どの州で取得した免許でも、オーストラリア全土で使用できることになっている。

本調査報告書のオーストラリア部分の記述のうち、アンケート調査以外は、NOHSC 及び各州政府のウェブページから得た情報である。

(4) 韓国

安全衛生関係の資格については、労働部所管「産業安全保健法」第 47 条 (資格等による就業制限) において、「事業主は、有害又は危険な作業であつて労働部令が定める作業においては、その作業に必要な資格・免許・経験又は技能を有する勤労者外の者を当該作業に就かせてはならない。」とされており、有害危険作業就業制限規則別表 1 ～ 11 から 13 及び 21 において就業制限業務が列挙されている。

クレーン等の機械に関しては、建設機械管理法において就業制限が必要な機械が定められている。ブルドーザー、掘削機、ローダー、フォークリフト、スクレーパー、ダンプトラック、クレーン及びモーターグレーダーが対象となっている。運転できる車両の種類について制限はあるが、荷重、大きさ、容量等についての制限は無い。